

# 岩手県 物価高騰対策賃上げ支援金 FAQ

## 9. 段階的な引上げについて

No.	質問	回答	備考
1	対象期間中に月をまたいで段階的に引上げを行った場合、対象となるか。 (備考欄に図解例示)	<p>対象となります。 ただし、申請の際には、各賃上げ月とその前月の賃金台帳をご提出ください。</p> <p>右の例の場合は下記のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一度目の賃上げ月分として……給与算定期間がR7.12.1～31</li> <li>・一度目の賃上げの前月分として……給与算定期間がR7.11.1～30</li> <li>・二度目の賃上げ月分として……給与算定期間がR8.4.1～30</li> <li>・二度目の賃上げの前月分として……給与算定期間がR8.3.1～31</li> </ul>	<p>賃上げ時期 R7.9 ~ R7.11 952円 R7.12 1,031円 ~ R8.3 1,031円 R8.4 1,032円 ~</p> <p>最低賃金 952円 1,031円</p> <p>972円 (+59円) 1,031円 (+1円) 1,032円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">972円</span> の金額はその時点での時給額</li> <li>・ <span style="border: 1px solid orange; padding: 2px;">1,031円</span> で囲まれた期間の時給額を、賃上げ月の時給額として計算</li> <li>・ <span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">1,031円</span> で囲まれた期間の時給額を、前月の時給額として計算</li> </ul>
2	対象期間外の月をまたいで段階的に引上げを行った場合、対象となるか。 (備考欄に図解例示)	<p>対象外となります。</p> <p>一度目の引上げが対象期間外（令和7年9月以前）のため、本支援金においては段階的な賃上げと認められません。</p> <p>※右の例の場合、R7.12から更に1円以上の賃上げを行い、賃上げ額60円以上となれば対象となります。</p>	<p>賃上げ時期 R7.3 R7.4 ~ R7.12 ~</p> <p>最低賃金 952円 1,031円</p> <p>952円 (+20円) 972円 (+59円) 1,031円</p> <p>(定期昇給)</p> <p>一度目の引上げが対象期間外であるため、本支援金においては段階的な賃上げと認められない。</p>